

## 【ドイツ】監視国家化にブレーキをかける連邦憲法裁判決

\*ドイツの連邦憲法裁判所は、2008年2月から3月にかけて2週間足らずの間に、国による個人情報の収集を厳しく制限する2つの判決を続けて下した。特に、オンライン検索に関する判決は、コンピュータの使用にかかる基本権を初めて認めたものとしても注目される。

-----

### オンライン検索の誘惑

電子的に流通し蓄積される情報の増大につれて、インターネットにつながったコンピュータのハードディスクの中を探索する「オンライン検索」は、警察や情報機関にとって魅力的な捜査手段となる。この手法では、情報を盗み出すために開発された特別なスパイウェアを、インターネットを通じて特定のコンピュータに送り込み、ハードディスクに蓄積された情報やインターネットの利用、電子メールの送信等のデータを密かに探り出す。

シュイブレ連邦内相（キリスト教民主同盟）は、テロ対策としてオンライン検索の手法を使う戦略を2006年に打ち出した。また、同年12月には、ノルトライン・ヴェストファーレン州が、州レベルでは最初に、州の憲法擁護機関に対しオンライン検索を行う権限を与える憲法擁護法改正を行った。

### オンライン検索に関する判決

2008年2月27日、連邦憲法裁判所は、ノルトライン・ヴェストファーレン州憲法擁護法中のオンライン検索に関する規定について、違憲無効とする判決を下した。『南ドイツ新聞』（2008年2月28日）は、この判決を「歴史的判決」と評している。

連邦憲法裁判所は、情報技術システム（＝コンピュータ）の利用が多くの市民の人格の発展にとって中心的な意味を有するようになった現代社会において、このようなシステムの利用を監視し、蓄積メディア中に存在するデータを利用することは、プロフィールの作成につながるほど利用者の人格を広範に推測することを可能にするため、基本権に関し相当な保護の必要性が生じるとの認識を示した。

その上で、従来の「電気通信の秘密」（基本法（＝憲法）第10条）及び「住居の不可侵」（基本法第13条）の保障並びに連邦憲法裁判所の判例において生み出された一般的人格権の形態（個人的領域の保護の保障、情報の自己決定権の保障など）では、この必要性に十分応えられないとして、新たに一般的人格権の特別な形態として「情報技術システムの機密性と不可侵性の保障に対する基本権」という概念を創出した。

連邦憲法裁判所は、この「情報技術システムの機密性と不可侵性の保障に対する基本権」に対する侵害は、予防的目的のためであっても、刑事訴追の目的のためであっても正当化することはできず、憲法に合致した法律上の根拠に基づくものでなければならないとし、その基準を示した。すなわち、伝統的な情報源を量と多様性において

圧倒的に上回るデータ庫へのアクセスを可能とするオンライン検索による基本権侵害の大きさを考慮すれば、憲法上許されるのは、格別に重要な法益（人の身体・生命・自由、脅かされると国の存立の基礎や人間の生存の基礎にかかわる公共の財産）に対する具体的な危険の実際の根拠が存在する場合に限られる。さらに、秘密のアクセスの権限を与える場合には、対象者の利益を憲法上保障するために適当な法律上の予防措置をとらなければならない、原則として裁判所の命令を得なければならない。

## 連邦政府の対応

シヨイブレ連邦内相は、連邦制改革による連邦刑事庁の任務の拡大に伴って連邦刑事庁法の改正が必要となったため、その際に、同法中に第 20k 条として、連邦刑事庁にオンライン検索を認める規定を新設することを提案していた。しかし、シヨイブレ連邦内相と、人権を重視するツィプリース連邦法相（社会民主党）の間で合意が成立せず、法案はなかなかまとまらなかった。

このほど連邦憲法裁判所の判決において法整備の基準が示されたことにより、連邦刑事庁法の改正問題はようやく動き出した。連立与党の内務政策担当者は、2 か月以内に法案の起草作業を終え、夏休み休会までに改正法を成立させる意向を示している。

社会民主党議員団の内務政策スポークスマンは、「情報技術システムの機密性と不可侵性の保障に対する基本権」を基本法に規定することも提案している。

## 自動車ナンバーの自動読取に関する判決

2008 年 3 月 11 日、自動車ナンバーの自動読取を認めるヘッセン州とシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の警察法規について、連邦憲法裁判所は、情報の自己決定権という形態の一般的人格権の侵害となるため、違憲無効とする判決を下した。

ヘッセン州の自動読取システムは、走行する自動車のナンバープレートをデジタルカメラで撮影し、ナンバーのデータを読取機で加工して警察の捜査データと照合する仕組みで、一致しなかったデータは直ちに消去される。ドイツではすでに 8 州にこのような自動読取を認める警察法規があり、さらに 1 州が立法を計画中である。

連邦憲法裁判所によれば、自動読取は、収集されたデータが捜査データとの照合後、直ちに消去されない限り、情報の自己決定に対する基本権の侵害となる。基本権の侵害の程度は、収集される情報の種類、収集の動機及び状況、該当者の範囲、データ利用の方法によって異なる。例えば、自動読取が盗難車を発見しその運転者を確認する目的で行われるものであれば、対象者の人格権の侵害は小さい。しかし、自動読取によって得られた情報が別の目的、例えば運転者の行動を解明するために使用される場合、あるいは長期間又は広範囲にわたり読取が行われる場合は特に、相当に重大な侵害となりうる。連邦憲法裁判所は、基本権の侵害は憲法に合致した法律上の根拠に基づかなければならないが、上記 2 州の法規は、データの収集や照合を行う捜査目的や動機に関する限定がないため、法律上の根拠として不十分であると批判した。

(齋藤 純子・海外立法情報調査室)